

(証券コード：9531)

平成23年5月31日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 岡本 毅

## 第211回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。このたびの東日本大震災により、被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第211回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日、ご出席いただけない場合は、次頁の方法により議決権を行使することができます。お手数ですが、24頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京ガスビル 2階  
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。)
3. 目的事項
  - (1) 報告事項  
第211期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - (2) 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役11名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 書面またはインターネット等による議決権行使について

##### (1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された枠内に、各議案の賛否を「○」でご記入のうえ、平成23年6月28日（火曜日）17時30分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にパソコンまたは携帯電話でアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、平成23年6月28日（火曜日）17時30分までに各議案の賛否をご送信ください。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、31頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。

#### 5. 株主総会招集に係る取締役会のその他決議事項

議決権行使が書面とインターネットにより重複して行われた場合は、「後に到着したもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、同日に到着した場合は、「インターネットによるもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 
1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
  2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面(委任状)、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  3. 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
  4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【 当社ウェブサイト <http://www.tokyo-gas.co.jp/> 】

# 事業報告

(平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国の経済は、世界的な景気回復基調を受け、持ち直しの動きが見られたものの、依然として個人消費は停滞し、急速な円高の進行や原油価格の上昇が見られるなど、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

これに伴い、我が国のエネルギー市場では、環境保全に対する社会的な要請が一段と高まる中で、消費の抑制や企業活動の縮小等の影響でエネルギー需要の低迷が続きました。

このような経済情勢および経営環境のもと、当社グループは、「2009～2013年度グループ中期経営計画」の諸施策を着実に実行することにより、天然ガスの更なる高付加価値化による一層の普及・拡大とエネルギー分野における当社グループの広がりや厚みの実現に向けて「総合エネルギー事業の進化・発展」を着実に推進してまいりました。

こうした懸命な取り組みもあり、ガス販売量が対前期で増加したこと、および原料費調整制度に伴う料金単価調整により都市ガス売上高が増加し、連結売上高は対前期比8.4%増の1兆5,352億42百万円となりました。

一方、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてきたことに加え、退職給付数理計算上の差異の負担減等があったものの、原油高の影響からガス原材料費が増加したこと等により、営業費用は増加いたしました。

この結果、営業利益は同43.7%増の1,224億51百万円、経常利益は同45.5%増の1,215億48百万円となりました。また、当期は豊洲用地の売却等に伴う固定資産売却益399億27百万円等を特別利益に、東日本大震災に伴う災害による損失32億68百万円等を特別損失に計上し、法人税等を計上した結果、当期純利益は同77.5%増の954億67百万円となりました。

なお、東日本大震災については、上記のとおり災害による損失を特別損失に計上したものの、当社グループの施設・設備への大きな被害はなく、都市ガス供給エリア内の一部における供給停止、ガス漏洩等は、発災後1週間以内にすべて復旧しております。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

#### ① 都市ガス

お客さま件数は、当期中に10万2千件増加し、期末現在で1,073万9千件となりました。また、ガス販売量は、前期に比べ7.9%増の147億4,543万6千 $\text{m}^3$ となりました。

このうち、家庭用のガス販売量につきましては、夏場の高気温による給湯需要の減少があったものの、年度初めおよび年度末の低気温による給湯・暖房需要の増加があったことで、35億2,038万2千 $\text{m}^3$ （対前期比2.4%増）となりました。業務用（商業用、公用および医療用）につきましては、夏場の高気温による空調需要の増加があったことで、30億4,156万 $\text{m}^3$ （同3.4%増）となりました。工業用は、発電用需要が増加したこと等により、62億3,673万6千 $\text{m}^3$ （同14.5%増）となりました。他事業者への卸供給は、年度初めの低気温や夏場の高気温の影響等に伴う卸供給先事業者の需要増により、19億4,675万9千 $\text{m}^3$ （同5.8%増）となりました。

このように、ガス販売量が前期を上回ったことに加え、原料費調整制度に基づく料金単価の調整等があり、都市ガス売上高は前期に比べ8.7%増の1兆1,370億77百万円となりました。

## ② 器具及びガス工事

ガス工事売上高につきましては、新設工事が前期に比べ4千件減少し19万1千件にとどまった影響等により減少したものの、器具売上高につきましては、高い安全性をベースに、環境性、快適性、利便性、経済性に優れた調理機器、給湯機器、暖冷房機器等の開発・販売に努めたことに加え、新たに東京ガスライフバル2社を連結対象としたこと等により増加し、器具及びガス工事売上高全体では、前期に比べ4.5%増の1,774億72百万円となりました。

## ③ その他エネルギー

その他エネルギーにつきましては、扇島パワーステーションの稼働に伴い電力事業に係る売上が増加したこと等により、その他エネルギー売上高は前期に比べ40.7%増の2,212億92百万円となりました。

## ④ 不動産

不動産売上高につきましては、ほぼ前期並みの327億97百万円となりました。

## ⑤ その他

その他の売上高につきましては、船舶事業に係る売上が増加したこと等により、前期に比べ0.4%増の1,623億2百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、1,502億2百万円でした。

供給設備では、本支管735kmの期中増加があり、期末の総延長は58,574kmとなりました。なお、現在、千葉～鹿島ラインおよび新根岸幹線等を建設中です。

## (3) 資金調達の状況

社債につきましては、第20回無担保社債の償還があったものの、第32回・第33回無担保社債の発行等により200億1百万円増加いたしました。また、借入金等につきましては、82億49百万円増加いたしました。これらにより、連結有利子負債残高は前期末に比べ282億50百万円増加の5,841億69百万円となりました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの供給する都市ガスの原料である天然ガスは、原油と比較した経済性・供給安定性、様々な需要形態に対応できる利便性、地球温暖化対策としての環境性に優れていることから、エネルギーとしての優位性・重要性が高く、社会やお客さまからのニーズが拡大しています。

東日本大震災の津波の影響により、福島県内の原子力発電所が被災し、現在、首都圏を中心に電力不足というエネルギーセキュリティの問題がクローズアップされています。我が国は、これまで原子力を中核におきつつ、石油、石炭、天然ガス、さらには再生可能エネルギーを組み合わせ、低炭素社会を構築していくことをエネルギー政策の基本としてきましたが、これを契機に、今後、安定的なエネルギー供給の重要性が高まり、供給安定性と環境適合性に優れた天然ガスの果たす役割が、今まで以上に大きなものになると考えられます。

このような状況の中、当社グループは、首都圏のエネルギー供給に携わるものとして、短期的、中長期的な観点から、安定的なエネルギー供給のための取り組みを強化しています。短期的には、首都圏における電力不足への対応として、電力供給力の増強と節電に向けた対策を講じております。具体的には、東京電力㈱の要請に応じて、東京電力㈱の火力発電所に対して、天然ガスを安定的に供給するとともに、当社グループの天然ガス発電所である扇島パワーステーションや東京ガス横須賀パワー発電所等の稼働率を上げるなど、電力供給力の増強を行っております。また、当社グループの事業所ビル等における節電対策を強化・実施し、電力の供給・需要の両面から取り組んでおります。中長期的な取り組みとしては、天然ガスの普及拡大のために、LNG（液化天然ガス）基地やガスパイプライン等の基幹インフラの整備を進めるとともに、高効率機器の導入促進、コージェネレーションの普及促進など、天然ガスの高度利用を進めることを通じて、首都圏の安定的なエネルギー供給に貢献してまいります。

一方、当社は、これまで地震等の自然災害に対して、安全な製造・供給システムを構築し、都市ガスの安定供給を行ってまいりましたが、今回の東日本大震災を踏まえ、今後も、環境の変化、技術の進歩等を見極めつつ、さらなる安全性の向上に向け、必要な対策を検討・実施してまいります。

当社グループは、これまでも「天然ガスをコアとした総合エネルギー事業」を展開してまいりました。今後も、引き続き、首都圏のエネルギー供給の一翼を担う立場から、しっかりと情勢の変化に対応し、安定的で安全な天然ガスの供給を維持することにより、「安心・安全・信頼」の企業ブランドを守り続けていかなければならないと考えております。

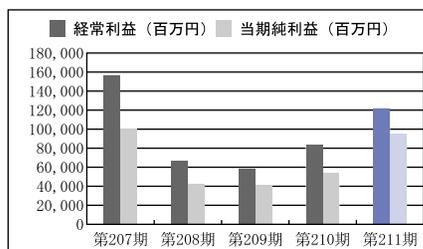
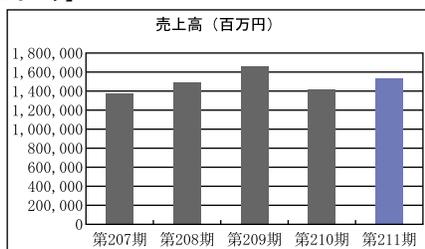
なお、当社は、平成23年4月28日の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」（後記「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」参照）に基づき、平成23年度における自社株取得枠を340億円（または110百万株）とし、その取得期間を平成23年5月2日から平成24年3月31日までとする旨の決議を行いました。

当社グループは、今後とも企業価値・株主価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第207期 (平成19年3月期)	第208期 (平成20年3月期)	第209期 (平成21年3月期)	第210期 (平成22年3月期)	第211期 (平成23年3月期)
売上高(百万円)	1,376,958	1,487,496	1,660,162	1,415,718	1,535,242
経常利益(百万円)	156,039	66,832	58,337	83,519	121,548
当期純利益(百万円)	100,699	42,487	41,708	53,781	95,467
1株当たり 当期純利益(円)	37.50	15.94	15.63	19.86	35.63
総資産(百万円)	1,692,635	1,703,651	1,764,185	1,840,972	1,829,661
純資産(百万円)	806,045	780,455	784,616	826,291	874,094
1株当たり 純資産額(円)	293.11	289.49	284.72	301.58	320.70

## 【ご参考】



## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	595,142千ドル	100.00	豪州における上流関連事業への出資
東京ガス都市開発株式会社	11,530百万円	100.00	不動産の管理・賃貸・仲介
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	電力卸供給事業
東京ガス豊洲開発株式会社	5,000百万円	100.00	豊洲用地の管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
株式会社エネルギーアドバンス	3,000百万円	100.00	エネルギーサービス事業
株式会社ガスター	2,450百万円	66.67	ガス機器の製造・販売
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の賃貸・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	100.00	L P G の 販 売
株式会社キャプティ	1,000百万円	100.00	ガス配管・給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
千葉ガス株式会社	480百万円	100.00	都市ガス事業
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務ならびに各種リース業務
株式会社ティージー情報ネットワーク	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
東京ガス・エンジニアリング株式会社	100百万円	100.00	エネルギー関連を中心とした総合エンジニアリング
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力事業向け都市ガス供給事業

(注)1 ティージー・クレジットサービス(株)は、平成22年10月1日付で東京ガスリース(株)に社名変更いたしました。

2 上記の重要な子会社17社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は68社です。

## (7) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、平成22年4月1日付で当社を存続会社とし子会社のティージー・エンタープライズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、同年11月30日開催の取締役会において、藤岡市・高崎市ガス企業団のガス事業の全部の事業譲受を決議し、平成23年4月1日に実施いたしました。

## (8) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

事 業	主要な事業内容
都 市 ガ ス	都市ガスの製造・供給および販売
器具及びガス工事	ガス機器の製作・販売およびこれに関連する工事ならびにガス工事
その他エネルギー	エネルギーサービス、液化石油ガス、電力、産業ガス等
不 動 産	土地および建物の賃貸・管理等
そ の 他	建設事業、情報処理サービス事業、船舶事業、クレジット・リース事業等

(注) 事業の区分につきましては、前期まで「ガス」、「ガス器具」、「受注工事」、「不動産賃貸」および「その他」の5区分によっておりましたが、当期より上記の5区分に変更しております。

## (9) 主要な営業所および工場 (平成23年3月31日現在)

## ① 当社

本 社	(東京都港区)	
支 社 ・ 支 店	中支社(東京都目黒区)	南部支店(東京都港区) 中央支店(東京都目黒区)
	西支社(東京都杉並区)	西部支店(東京都杉並区) 多摩支店(東京都立川市)
	東支社(東京都荒川区)	東部支店(東京都江東区) 千葉支店(千葉県千葉市)
	北支社(東京都北区)	北部支店(東京都北区) 埼玉支店(埼玉県さいたま市)
	神奈川県支社(神奈川県横浜市)	横浜支店(神奈川県横浜市) 川崎支店(神奈川県川崎市) 神奈川西支店(神奈川県藤沢市)
	日立支社(茨城県日立市)、常総支社(茨城県竜ヶ崎市)、 群馬支社(群馬県高崎市)、熊谷支社(埼玉県熊谷市)、 宇都宮支社(栃木県宇都宮市)	
導 管 事 業 部	首都圏西導管事業部(東京都新宿区)、首都圏東導管事業部(東京都荒川区)、神奈川導管事業部(神奈川県横浜市)	
工 場	根岸工場(神奈川県横浜市)、袖ヶ浦工場(千葉県袖ヶ浦市)、 扇島工場(神奈川県横浜市)	

(注) 南部支店は平成23年4月1日に東京都目黒区に移転いたしました。

## ② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア	東京ガスエネルギー株式会社	東京都葛飾区
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区	株式会社キャプテイ	東京都品川区
Tokyo Gas International Holdings B.V.	オランダ	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
株式会社扇島パワー	神奈川県横浜市	千葉ガス株式会社	千葉県佐倉市
東京ガス豊洲開発株式会社	東京都港区	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
長野都市ガス株式会社	長野県長野市	株式会社ティーン情報ネットワーク	東京都品川区
株式会社エネルギーアトハンス	東京都港区	東京ガス・エソジニアリング株式会社	東京都大田区
株式会社ガスター	神奈川県大和市	株式会社ニジオ	東京都港区
東京エルエスジータンカー株式会社	東京都港区		

## (10) 使用人の状況 (平成23年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事 業	使用人数(前期末比増減)
都 市 ガ ス	6,775名 (+186名)
器具及びガス工事	3,687名 (+244名)
その他エネルギー	934名 (+78名)
不 動 産	173名 (+5名)
そ の 他	3,670名 (+98名)
全 社	895名 (-16名)
合 計	16,134名 (+595名)

(注) 使用人数は常勤の就業員数であり、臨時従業員を含みません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
7,700名 (+160名)	45.9歳	21.2年

(注) 使用人数は常勤の就業員数であり、出向者および臨時従業員を含みません。

## (11) 主要な借入先および借入額 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
国際協力銀行	35,483
株式会社みずほコーポレート銀行	34,187
株式会社三井住友銀行	21,400
第一生命保険株式会社	14,744
日本生命保険相互会社	13,015
株式会社日本政策投資銀行	12,992
住友生命保険相互会社	12,000
農林中央金庫	10,200
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,300

## 2. 株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 6,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 2,684,193,295株 (前期末比19,568,000株の減少)

(注) 発行済株式の総数は、平成22年6月7日に実施した自己株式の消却により、上記のとおり減少いたしました。

(3) 単元株式数 1,000株

(4) 株主数 150,978名

(5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	163,000	6.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	140,840	5.26
第一生命保険株式会社	120,472	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	116,365	4.34
富国生命保険相互会社	49,874	1.86
SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	46,822	1.75
東京瓦斯グループ従業員持株会	44,571	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	35,868	1.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託第一生命保険口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	35,490	1.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	29,451	1.10

(注) 持株比率は自己株式(5,899,491株)を控除して計算しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

① 自己の株式の取得

普通株式 20,466,958株

取得価額の総額 8,314,119,253円

② 自己株式の処分

普通株式 62,360株

処分価額の総額 25,032,384円

③ 自己株式の消却

普通株式 19,568,000株

消却価額の総額 7,919,952,320円

④ 事業年度末における保有自己株式

普通株式 5,899,491株

## 3. 新株予約権等に関する事項 (平成23年3月31日現在)

該当事項は、ありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (平成23年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
鳥原 光憲	取締役会長	
前田 忠昭	取締役副会長	
岡本 毅	代表取締役社長 社長執行役員	
村木 茂	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長
蟹沢 俊行	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部担当
大谷 勉	取締役 常務執行役員	エネルギー生産本部長、環境部担当
広瀬 道明	取締役 常務執行役員	総合企画部、プロジェクト推進統括部、広報部、関連事業部担当
板沢 幹雄	取締役 常務執行役員	導管ネットワーク本部長
本田 勝彦	社外取締役	日本たばこ産業株式会社相談役、株式会社東京証券取引所グループ社外取締役、株式会社東京証券取引所社外取締役
稲田 早苗	社外取締役	弁護士、株式会社千代田組社外監査役
佐藤 行雄	社外取締役	財団法人日本国際問題研究所副会長
高桑 康典	常勤監査役	
森 邦弘	常勤監査役	
森 昭治	社外監査役	株式会社国際経済研究所副理事長、信金中央金庫理事相談役
増田 幸央	社外監査役	三菱商事株式会社顧問、昭和シェル石油株式会社社外取締役
大澤 正之	社外監査役	株式会社横浜国際平和会議場社外監査役

- (注) 1 取締役副会長の前田忠昭は、平成23年3月31日付で副会長を退任いたしました。  
 2 代表取締役の蟹沢俊行は、平成23年4月1日付で、担当が社長補佐、人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部から社長補佐、人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部へと変更になりました。  
 3 社外監査役の森 昭治は、金融行政に深く携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。なお、平成23年3月31日付で株式会社国際経済研究所副理事長を退任いたしました。  
 4 社外監査役の大澤正之は、地方自治体で長年に亘り財政に深く携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	13名	495百万円
監査役	5名	106百万円
合計	18名	601百万円

- (注) 1 取締役および監査役の報酬等の総額および人数には、第210回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の分が含まれています。  
 2 報酬等の総額のうち、社外役員7名(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は64百万円であり、第210回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の分が含まれています。  
 3 取締役の月例報酬は、第205回定時株主総会で取締役全員に対し月額50百万円以内、賞与額は第206回定時株主総会で取締役全員に対し年額90百万円以内と承認可決されています。  
 4 監査役の月例報酬は、第190回定時株主総会で監査役全員に対し月額12百万円以内と承認可決されています。

### (3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を以下のとおり定めています。

- ① 役員の役割と役員報酬  
役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。
- ② 役員報酬の水準  
役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- ③ 業績連動型報酬体系  
業績連動型報酬体系により、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期間業績結果を明確に報酬に反映する。
- ④ 株式購入ガイドライン  
株式購入ガイドラインの設定により、経営に株主の視点を反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努める。
- ⑤ 客観性・透明性の確保  
社外取締役・社外監査役と当社取締役から成る報酬制度等に関する「諮問委員会」を設置し、役員報酬の客観性・透明性を確保する。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役 本田勝彦
  - i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に12回中12回出席しています。国際的視野に立ったキャリアと経営能力から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。  
なお、当社は本田勝彦氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- ② 社外取締役 稲田早苗
  - i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に12回中12回出席しています。弁護士として企業法務に精通しており、高度な法的見識および経験から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。  
なお、当社は稲田早苗氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- ③ 社外取締役 佐藤行雄
  - i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
第210回定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会に10回中10回出席しています。外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。  
なお、当社は佐藤行雄氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- ④ 社外監査役 森 昭治
  - i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に12回中12回、監査役会に11回中11回出席しています。財務・金融行政で培われた専門知識を活かし高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。  
なお、当社は森 昭治氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。

- ⑤ 社外監査役 増田幸央
- i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に12回中12回、監査役会に11回中11回出席しています。大手商社で培われた経営能力および経験ならびにエネルギー事業に関する高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。  
なお、当社は増田幸央氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- ⑥ 社外監査役 大澤正之
- i. 重要な兼職先と当社との関係  
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
  - ii. 当該事業年度における主な活動状況  
取締役会に12回中12回、監査役会に11回中11回出席しています。地方自治体における豊富な経験や財政に関する高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。  
なお、当社は大澤正之氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、有限責任 あずさ監査法人となりました。

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
316百万円
- ② 上記①の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額  
163百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
124百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、財務デューデリジェンス業務、IFRSに関するアドバイザリー業務、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務およびガス事業部門別収支計算規則に基づく証明書発行業務等を非監査業務として委託しています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、実績および業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として、会計監査人を選任しています。

選任した会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして、適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断される場合に、これを決定する方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制制度の開始等を踏まえ、平成20年2月27日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「当社グループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。
- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社グループにおけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規則」、「ミッションステートメント規則」、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、「グループ中期経営計画」の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度毎の部門別・関係会社別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社グループのリスク管理を推進するために「リスク管理規則」を定め、リスク管理推進セクションを設置すると共に、当社グループの業務執行に係る重要リスクとして「経営が管理すべき重要リスク」を特定する。また、取締役会は毎年、「経営が管理すべき重要リスク」を見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。

- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策関係諸規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
  - ④ 部門、関係会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。
- (5) **使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制**
- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社グループ全体の相談窓口として、「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」を設置する。
  - ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。
  - ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
  - ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社グループにおける会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。
- (6) **関係会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 関係会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、関係会社取締役および関係会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ② 「関係会社管理規則」を定め、取締役が関係会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して関係会社の管理を行う体制とする。また、関係会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
  - ③ 関係会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、関係会社取締役および関係会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ④ 取締役が、関係会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発生した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
  - ⑤ 監査役が、関係会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な関係会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社グループ全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
  - ⑥ 監査部が、監査役および関係会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な関係会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該関係会社の取締役および監査役に報告する体制とする。
- (7) **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
  - ② 監査役室長の選任・解任は、監査役の同意を得て、取締役会で決議する。また、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。
- (8) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**
- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
  - ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
  - ③ 監査役が、会計監査人、関係会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」におけるキャッシュ・フロー配分の方針を以下のとおり定め、株主分配目標を明確化しています。

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」の確実な実行により創出したキャッシュ・フローを、当社グループの将来の持続的成長のベースとなるLNGバリューチェーンの強化等に積極的に投入するとともに、株主の皆さまに対して経営の成果を適切に配分します。

具体的には、配当に加え、引き続き自社株取得を株主還元策の一つと位置づけ、本中期経営計画期間中における「総分配性向」(\*)の目標を、6割に設定しています。

$$(*) \text{ n年度総分配性向} = \frac{(\text{n年度の年間配当金総額}) + (\text{n+1年度の自社株取得額})}{\text{n年度連結当期純利益}}$$

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「2009～2013年度グループ中期経営計画」の策定等を踏まえ、平成21年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの経営理念および経営に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

当社グループは、首都圏を中心に1000万件超のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを提供するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

また、当社グループは現在、2009～2013年の中期経営計画において「天然ガスをコアとした総合エネルギー事業」を進化・発展させ、天然ガスのより一層の普及・拡大と幅広い収益基盤の確立による当社グループの持続的成長を目指しています。そのためにLNGバリューチェーンの強化等への積極的な投資とオール東京ガスの総合力強化を推進しております。

当社は、こうした経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営を行うとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行うことにより、着実な企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。なお、株主さまへの還元につきましては、本中期経営計画期間中の総分配性向(連結当期純利益に対する配当と自社株取得額の割合)を6割とすることを目標にしています。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に依拠するか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えており、その実現のために中期経営計画の確実な達成に取り組んでおります。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

# 連結貸借対照表

平成23年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>固 定 資 産</b>	1,390,286	<b>固 定 負 債</b>	646,713
有 形 固 定 資 産	1,120,243	社 債	311,492
製 造 設 備	180,446	長 期 借 入 金	188,239
供 給 設 備	461,109	繰 延 税 金 負 債	17,330
業 務 設 備	62,149	退 職 給 付 引 当 金	96,870
そ の 他 の 設 備	318,239	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,565
休 止 設 備	447	資 産 除 去 債 務	3,679
建 設 仮 勘 定	97,850	そ の 他 固 定 負 債	25,535
無 形 固 定 資 産	41,143	<b>流 動 負 債</b>	308,853
の れ ん	1,198	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	48,765
そ の 他 無 形 固 定 資 産	39,944	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	76,180
投 資 そ の 他 の 資 産	228,900	短 期 借 入 金	17,825
投 資 有 価 証 券	137,456	未 払 法 人 税 等	32,795
長 期 貸 付 金	21,340	繰 延 税 金 負 債	6
繰 延 税 金 資 産	39,085	資 産 除 去 債 務	77
そ の 他 投 資	31,928	そ の 他 流 動 負 債	133,203
貸 倒 引 当 金	△909	<b>負 債 合 計</b>	955,567
		<b>純 資 産 の 部</b>	
			百万円
<b>流 動 資 産</b>	439,374	<b>株 主 資 本</b>	859,994
現 金 及 び 預 金	90,302	資 本 金	141,844
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	160,128	資 本 剰 余 金	2,065
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	26,789	利 益 剰 余 金	718,439
商 品 及 び 製 品	3,591	自 己 株 式	△2,355
仕 掛 品	8,937	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	△1,073
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	36,451	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,788
繰 延 税 金 資 産	15,624	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,145
そ の 他 流 動 資 産	98,096	為 替 換 算 調 整 勘 定	△17,008
貸 倒 引 当 金	△546	<b>少 数 株 主 持 分</b>	15,174
		<b>純 資 産 合 計</b>	874,094
<b>資 産 合 計</b>	1,829,661	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	1,829,661

# 連結損益計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費 用		収 益	
	百万円		百万円
売 上 原 価	974,781	売 上 高	1,535,242
( 売 上 総 利 益 )	(560,460)		
供 給 販 売 費	374,919		
一 般 管 理 費	63,090		
( 営 業 利 益 )	(122,451)		
営 業 外 費 用	17,798	営 業 外 収 益	16,895
支 払 利 息	9,689	受 取 利 息	1,215
他受工事精算差額	2,361	受 取 配 当 金	1,541
雑 支 出	5,747	持分法による投資利益	3,605
( 経 常 利 益 )	(121,548)	為 替 差 益	2,421
		雑 収 入	8,111
特 別 損 失	6,707	特 別 利 益	40,653
減 損 損 失	834	固 定 資 産 売 却 益	39,927
災 害 に よ る 損 失	3,268	投 資 有 価 証 券 売 却 益	726
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,100		
製 品 補 償 特 別 対 策 費	503		
(税金等調整前当期純利益)	(155,494)		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	27,522		
法 人 税 等 調 整 額	31,901		
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	96,070		
少 数 株 主 利 益	603		
当 期 純 利 益	95,467		
合 計	1,592,791	合 計	1,592,791

# 連結株主資本等変動計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
前 期 末 残 高	141,844	2,065	657,387	△1,986	799,310
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△25,549		△25,549
当期純利益			95,467		95,467
自己株式の取得				△8,314	△8,314
自己株式の処分			△1	25	23
自己株式の消却			△7,919	7,919	
連結範囲の変動			△943		△943
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当期変動額合計	-	-	61,052	△369	60,683
当 期 末 残 高	141,844	2,065	718,439	△2,355	859,994

	その他の包括利益累計額				少数 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
前 期 末 残 高	20,175	1,690	△7,290	14,575	12,404	826,291
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	/	/	/	/	/	△25,549
当期純利益	/	/	/	/	/	95,467
自己株式の取得	/	/	/	/	/	△8,314
自己株式の処分	/	/	/	/	/	23
自己株式の消却	/	/	/	/	/	-
連結範囲の変動	/	/	/	/	/	△943
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,386	△544	△9,717	△15,649	2,769	△12,879
当期変動額合計	△5,386	△544	△9,717	△15,649	2,769	47,803
当 期 末 残 高	14,788	1,145	△17,008	△1,073	15,174	874,094

謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

東京瓦斯株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々誠一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柿沼幸二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦勝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

平成23年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>固 定 資 産</b>	1,222,673	<b>固 定 負 債</b>	512,724
有 形 固 定 資 産	748,391	社 債	297,692
製 造 設 備	180,967	長 期 借 入 金	120,531
供 給 設 備	439,887	関 係 会 社 長 期 債 務	373
業 務 設 備	56,986	退 職 給 付 引 当 金	86,677
附 帯 事 業 設 備	2,881	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	3,072
休 止 設 備	447	そ の 他 固 定 負 債	4,377
建 設 仮 勘 定	67,221	<b>流 動 負 債</b>	274,459
無 形 固 定 資 産	24,029	1年以内に期限到来の固定負債	34,480
借 地 権	1,500	買 掛 金	50,163
ソ フ ト ウ ェ ア	17,911	短 期 借 入 金	5,000
そ の 他 無 形 固 定 資 産	4,617	未 払 金	27,771
投 資 そ の 他 の 資 産	450,251	未 払 費 用	33,117
投 資 有 価 証 券	62,694	未 払 法 人 税 等	19,429
関 係 会 社 投 資 金	194,655	前 受 金	3,605
長 期 貸 付 金	100	預 り 金	2,620
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	136,952	関 係 会 社 短 期 借 入 金	45,816
出 資 金	13	関 係 会 社 未 払 費 用	20,344
長 期 前 払 費 用	18,445	関 係 会 社 短 期 債 務	11,989
繰 延 税 金 資 産	34,137	そ の 他 流 動 負 債	20,121
そ の 他 投 資 金	4,005	<b>負 債 合 計</b>	787,183
貸 倒 引 当 金	△753	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	278,491		百万円
現 金 及 び 預 金	40,290	<b>株 主 資 本</b>	698,350
受 取 手 形 金	900	資 本 金	141,844
掛 金	99,026	資 本 本 金	141,844
関 係 会 社 売 掛 金	30,380	資 本 剰 余 金	2,065
未 収 入 金	9,507	資 本 準 備 金	2,065
有 価 証 券	5,001	利 益 剰 余 金	556,795
製 品	106	利 益 準 備 金	35,454
原 料	22,215	そ の 他 利 益 剰 余 金	521,341
貯 蔵 品	8,710	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	909
前 払 金	4,912	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	6,104
前 払 費 用	1,044	原 価 変 動 調 整 積 立 金	141,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	19,528	別 途 積 立 金	299,000
関 係 会 社 短 期 債 権	2,503	繰 越 利 益 剰 余 金	74,327
繰 延 税 金 資 産	8,594	自 己 株 式	△2,355
そ の 他 流 動 資 産	26,485	自 己 株 式	△2,355
貸 倒 引 当 金	△716	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	15,630
<b>資 産 合 計</b>	1,501,164	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,388
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,388
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,242
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,242
		<b>純 資 産 合 計</b>	713,980
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	1,501,164

# 損益計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費	用	収	益
	百万円		百万円
売上原価	600,665	製品売上	1,071,635
期首たな卸高	102	ガス売上	1,071,635
当期製品製造原価	591,889		
当期製品仕入高	11,213		
当期製品自家使用高	2,433		
期末たな卸高	106		
(売上総利益)	(470,969)		
供給販売費	329,525		
一般管理費	64,995		
(事業利益)	(76,448)		
営業雑費用	137,900	営業雑収益	144,914
受注工事費用	37,625	受注工事収益	37,283
器具販売費用	100,275	器具販売収益	100,449
		託送供給収益	257
		その他営業雑収益	6,924
附帯事業費用	107,901	附帯事業収益	113,284
L N G販売費用	33,888	L N G販売収益	35,604
電力販売費用	49,641	電力販売収益	52,928
その他附帯事業費用	24,371	その他附帯事業収益	24,751
(営業利益)	(88,845)		
営業外費用	13,895	営業外収益	24,157
支払利息	2,364	受取利息	2,146
社債利息	5,770	有価証券利息	4
社債発行費償却	190	受取配当金	1,254
他受工事精算差額	2,458	関係会社受取配当金	9,621
雑支出	3,111	受取賃貸料	4,554
(経常利益)	(99,107)	雑収入	6,576
特別損失	5,651	特別利益	5,205
減損損失	385	固定資産売却益	826
災害による損失	3,168	投資有価証券売却益	726
投資有価証券評価損	2,098	抱合せ株式消滅差益	3,653
(税引前当期純利益)	(98,661)		
法人税等	12,630		
法人税等調整額	18,540		
当期純利益	67,491		
合計	1,359,197	合計	1,359,197

# 株主資本等変動計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合		そ の 他 利 益 剰 余 金						
				固 定 資 産 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 変 動 積 立 金	別 積 立 金	途 上 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	909	4,011	141,000	299,000	42,399	522,775	
当 期 変 動 額											
海外投資等損失準備金の積立						2,092			△2,092		
剰余金の配当									△25,549	△25,549	
当 期 純 利 益									67,491	67,491	
自己株式の取得											
自己株式の処分									△1	△1	
自己株式の消却									△7,919	△7,919	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,092	-	-	31,927	34,020	
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	909	6,104	141,000	299,000	74,327	556,795	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	△1,986	664,699	16,791	2,505	19,296	683,995
当 期 変 動 額						
海外投資等損失準備金の積立			/	/	/	-
剰余金の配当		△25,549	/	/	/	△25,549
当 期 純 利 益		67,491	/	/	/	67,491
自己株式の取得	△8,314	△8,314	/	/	/	△8,314
自己株式の処分	25	23	/	/	/	23
自己株式の消却	7,919		/	/	/	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	△2,402	△1,263	△3,666	△3,666
当期変動額合計	△369	33,651	△2,402	△1,263	△3,666	29,985
当 期 末 残 高	△2,355	698,350	14,388	1,242	15,630	713,980

謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

東京瓦斯株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々誠一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柿沼幸二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦勝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告

謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第211期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討をいたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	高桑	康典	㊟
常勤監査役	森	邦弘	㊟
社外監査役	森	昭治	㊟
社外監査役	増田	幸央	㊟
社外監査役	大澤	正之	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりにならうと存じます。

#### 剰余金の配当(期末配当)に関する事項

期末配当につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」(14頁ご参照)に基づき、1株につき4円50銭にならうと存じます。なお、中間配当4円50銭とあわせた年間配当金は1株につき9円となります。

#### (1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

1株につき金4円50銭 配当総額12,052,322,118円

#### (2) 配当効力発生日

平成23年6月30日(木曜日)

## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社の株式の数
1	とりはらみつ のり <b>鳥原光憲</b> (昭和18年3月12日生)	昭和42年 4月 当社入社 平成 6年 6月 同神奈川事業本部 副本部長 同 8年 6月 同原料部長 同 10年 6月 同取締役 原料部長 同 12年 6月 同常務取締役 資材部、原料部担当 同 13年 6月 同常務取締役 経理部、資材部、原料部担当 同 14年 6月 同取締役 常務執行役員 企画本部長 同 15年 6月 同代表取締役 副社長執行役員 企画本部長、監査部、コンプ <sup>®</sup> ライアンス部担当 同 16年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長、コンプ <sup>®</sup> ライアンス部担当 同 18年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員 同 22年 4月 同取締役会長 現在に至る	218,000株
2	おかもと つよし <b>岡本毅</b> (昭和22年9月23日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 9年 6月 同北部事業本部 副本部長 同 10年 6月 同文書部長 同 11年 6月 同総務部担当取締役付 同 14年 6月 同執行役員 企画本部総合企画部長 同 16年 4月 同常務執行役員 企画本部長 同 16年 6月 同取締役 常務執行役員 企画本部長 同 18年 4月 同取締役 常務執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長、コンプ <sup>®</sup> ライアンス部、監査部担当 同 19年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプ <sup>®</sup> ライアンス部、監査部担当 同 21年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプ <sup>®</sup> ライアンス部担当 同 22年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る	149,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社の株式の数
3	むら き しげる 村木 茂 (昭和24年8月29日生)	昭和47年 7月 当社入社 平成12年 6月 同原料部長 同 14年 6月 同執行役員 企画本部原料部長 同 16年 4月 同常務執行役員 R&D本部長 同 18年 4月 同常務執行役員 技術開発本部長 同 19年 4月 同常務執行役員 エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長 同 19年 6月 同取締役 常務執行役員 エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長 同 22年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長 現在に至る	125,236株
4	かに さわ とし ゆき 蟹沢 俊行 (昭和23年11月23日生)	昭和47年 4月 当社入社 平成11年 6月 同事業開発本部事業企画部 同 13年 6月 同関連事業本部関連事業企画部 同 15年 6月 同執行役員 お客さまサービス本部サービス企画部長 同 16年 4月 同執行役員 企画本部総合企画部長 同 18年 4月 同常務執行役員 ホームサービス本部長 同 19年 4月 同常務執行役員 リビングエネルギー本部長 同 19年 6月 同取締役 常務執行役員 リビングエネルギー本部長 同 21年 4月 同取締役 常務執行役員 リビング法人営業本部長 同 22年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部担当 同 23年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部担当 現在に至る	79,000株
5	おお や つとむ 大谷 勉 (昭和24年12月18日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成14年 6月 同企画本部国際部長 同 16年 4月 同執行役員 エネルギー営業本部都市エネルギー事業部長、エネルギー営業本部大口エネルギー事業部長代理 同 18年 4月 同常務執行役員 資源事業本部長 同 21年 6月 同取締役 常務執行役員 資源事業本部長 同 22年 4月 同取締役 常務執行役員 エネルギー生産本部長、環境部担当 現在に至る	71,335株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 の株式の数
6	ひろ せ みち あき 広瀬 道明 (昭和25年10月2日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成15年 6月 同コーポレート・コミュニケーション本部総務部 同 16年 4月 同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部 長付 同 18年 4月 同執行役員 企画本部総合企画部長 同 19年 4月 同常務執行役員 総合企画部、設備 計画プロジェクト外部、財務部、経理部、関 連事業部担当 同 20年 4月 同常務執行役員 総合企画部、IR部、 財務部、経理部、関連事業部、ガス事業 民営化プロジェクト外部担当 同 21年 4月 同常務執行役員 総合企画部、関連 事業部担当 同 21年 6月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、 広報部、関連事業部担当 同 22年 1月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、 プロジェクト推進統括部、広報部、関連 事業部担当 現在に至る	54,000株
7	いた ざわ みき お 板 沢 幹 雄 (昭和25年2月28日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成12年 6月 同事業開発本部事業企画部 同 13年 6月 同関連事業本部関連事業企画部 同 15年 6月 同導管・保安本部西部導管事業部長 同 16年 4月 同執行役員 導管ネットワーク本部導管部 長 同 19年 4月 同常務執行役員 導管ネットワーク本部長 同 22年 6月 同取締役 常務執行役員 導管ネットワ ク本部長 現在に至る	63,000株
8	※ よし の かず お 吉 野 和 雄 (昭和25年11月22日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成14年 6月 同企画本部財務部長 同 17年 4月 同執行役員 企画本部財務部長 同 19年 4月 同執行役員 財務部長 同 20年 4月 同執行役員 IR部長 同 21年 4月 同常務執行役員 IR部、財務部、経理 部担当 同 23年 4月 同常務執行役員 IT本部長、財務部、 経理部担当 現在に至る	98,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 の株式の数
9	ほん だ かつ ひこ <b>本田 勝彦</b> (昭和17年3月12日生)	昭和40年 4月 日本専売公社入社 平成 4年 6月 日本たばこ産業株式会社取締役 同 6年 6月 同常務取締役 同 8年 6月 同専務取締役 同 10年 6月 同代表取締役副社長 同 12年 6月 同代表取締役社長 同 18年 6月 同取締役相談役 同 19年 6月 当社社外取締役 同 21年 6月 日本たばこ産業株式会社相談役 現在に至る  〔重要な兼職の状況〕 日本たばこ産業株式会社相談役 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社東京証券取引所社外取締役	5,000株
10	さ とう ゆき お <b>佐藤 行雄</b> (昭和14年10月6日生)	昭和36年 4月 外務省入省 平成 2年 1月 同情報調査局長 同 4年 1月 同北米局長 同 6年 5月 同駐ワシントン 特命全権大使 同 8年 1月 同駐オーストラリア 特命全権大使 同 10年 9月 国際連合日本政府常駐代表(特命 全権大使) 同 14年 8月 同退任 同 14年 9月 外務省退職 同 15年 2月 財団法人日本国際問題研究所理事長 同 15年 6月 当社社外取締役 同 16年12月 同辞任 同 16年12月 国家公安委員会委員 同 21年 2月 財団法人日本国際問題研究所副会長 同 21年12月 国家公安委員会委員退任 同 22年 6月 当社社外取締役 現在に至る  〔重要な兼職の状況〕 財団法人日本国際問題研究所副会長	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 の株式の数
11	<p style="text-align: center;">※</p> <p>とみざわりゆういち 富澤龍一 (昭和16年8月21日生)</p>	<p>昭和40年 4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社</p> <p>平成 4年 1月 欧州三菱化成社取締役社長</p> <p>同 8年 6月 三菱化学株式会社取締役</p> <p>同 11年 6月 同常務執行役員</p> <p>同 11年10月 三菱東京製薬株式会社(現田辺三菱 製薬株式会社) 常務取締役</p> <p>同 12年 4月 同代表取締役社長</p> <p>同 13年10月 三菱ウェルファーマ株式会社(現田辺三菱製 薬株式会社) 代表取締役副社長</p> <p>同 14年 4月 三菱化学株式会社副社長執行役員</p> <p>同 14年 6月 同代表取締役社長</p> <p>同 16年 6月 同代表取締役社長</p> <p>同 17年10月 三菱ウェルファーマ株式会社代表取締役会長 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取 締役社長</p> <p>同 19年 4月 三菱化学株式会社代表取締役社長 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取 締役会長</p> <p>同 21年 4月 三菱化学株式会社取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締 役会長 三菱化学株式会社取締役 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 三菱化学株式会社取締役 大陽日酸株式会社社外取締役</p>	0株

(注)1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 ※印は、新任候補者です。

3 本田勝彦、佐藤行雄および富澤龍一の各氏は、社外取締役候補者です。

4 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

- (1) 本田勝彦氏につきましては、たばこ産業における積極的な海外進出によって培われた国際感覚や、事業環境の変化を見据え改革を実践してきた高い経営能力を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- (2) 佐藤行雄氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年、外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出しています。
- (3) 富澤龍一氏につきましては、化学産業における積極的な海外進出によって培われた国際感覚や、事業環境の変化を見据え構造改革を実践してきた高い経営能力を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出る予定です。
- 5 富澤龍一氏が株式会社三菱ケミカルホールディングスの取締役在任中に、同社の連結子会社である田辺三菱製薬株式会社およびその連結子会社である株式会社パナソニックは、平成22年4月に厚生労働省から薬事法違反に係る行政処分(業務停止および改善命令)を受けました。同氏は、本件を受けて、法令遵守の徹底および再発防止に向けて、適宜対応を行いました。また、同氏が大陽日酸株式会社の社外取締役在任中に、同社は平成22年1月に公正取引委員会から独占禁止法違反の嫌疑を受け、同社に対する同法違反に係る行政処分(排除措置命令および課徴金納付命令)が見込まれています。同氏は、同社取締役会への出席等を通じ法令遵守状況を監督してきましたが、同社が平成22年1月に同法違反の嫌疑を受けて以降、コンプライアンス体制の強化等、再発防止に取り組むよう提言するなど社外取締役としてその職責を果たしております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の高桑康典氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社の株式の数
ふくもと まなぶ <b>福本学</b> (昭和27年1月24日生)	昭和50年 4月 当社入社 平成16年 4月 同コーポレート・コミュニケーション本部総務部長 同 18年 4月 同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部総務部長 同 19年 4月 同執行役員 総務部長 同 20年 4月 同執行役員 広域圏営業本部広域圏企画部長 同 21年 4月 同常務執行役員 資材部、管財部、監査部担当 同 21年 6月 同常務執行役員 資材部、管財部、大規模用地プロジェクト部、監査部担当 同 23年 3月 同常務執行役員退任 現在に至る	38,000株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

## インターネット等による議決権行使について

●インターネットにより議決権を行使される場合は、以下をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)で議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)に接続していただき、ご利用いただけます。バーコード読取り機能付の携帯電話の場合、右のQRコードを読取って接続することが可能です。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日の「平成23年6月28日(火曜日)17時30分」までに行ってくださいようお願い申し上げます。  
なお、複数回議決権行使をされた場合は「最後に行使されたもの」を、インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は「後に到着したもの」を、インターネットと書面が同日に到着した場合は「インターネットによるもの」を、各々、有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. パスワードは大切に保管してください。また、お電話等でのご照会には、お答えいたしかねます。パスワードは、一定回数以上の誤入力により自動的にロックされ使用できなくなります。
4. 通信料金(電話料金)などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

### ●システム環境について

1. パソコンの場合、以下の仕様を充たしていること
  - (1)画面解像度：横800×縦600ドット(SVGA)以上
  - (2)ソフトウェア：
    - ①Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以上(必須)
    - ②Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以上または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以上
2. 携帯電話の場合、暗号化通信が可能なSSL機能搭載の機種であること

### ●お問合せ先について

1. 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120-65-2031(受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)
---

2. 上記1. 以外の場合

中央三井信託銀行 証券代行事務センター [電話] 0120-78-2031(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)
---

以上

※iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.、QRコードは株式会社デンソーウェーブ、Microsoft、Internet Explorerは米国Microsoft Corporation、Adobe、Acrobat、Readerはアドビシステムズ社の商標または登録商標です。

### 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みをされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等出資の株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、あわせてご案内いたします。

# 株主総会会場ご案内

- 会場……東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階
- 住所……東京都港区海岸一丁目5番20号

## ○ ご来場手段



J R……山手線・京浜東北線 浜松町駅下車  
南口改札 徒歩約5分



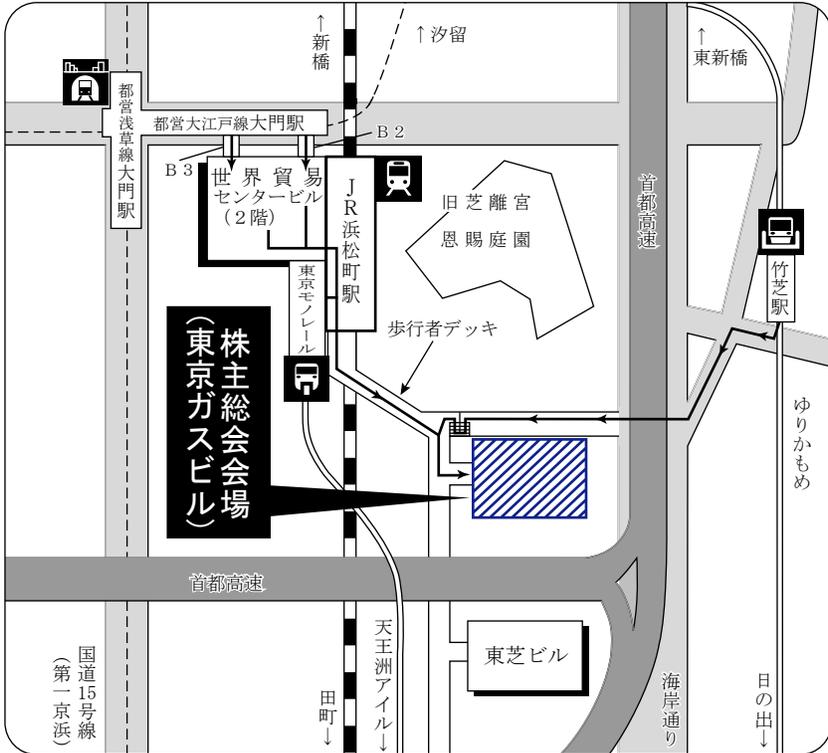
モノレール……東京モノレール 浜松町駅下車  
徒歩約5分



地下鉄……都営浅草線・大江戸線 大門駅下車  
B2またはB3出口 世界貿易センタービル2階経由  
徒歩約15分



ゆりかもめ……新都市交通ゆりかもめ 竹芝駅下車  
出入口1 歩行者デッキ経由 徒歩約15分



(※) 駐車場の用意はいたしていませんので、予めご了承ください。

法令および定款に基づくインターネット開示事項

# 連 結 注 記 表

# 個 別 注 記 表

第211期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

東京瓦斯株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyo-gas.co.jp/>）に掲載し、ご提供しております。

# 連結注記表

東京瓦斯株式会社

平成22年 4月 1日から

平成23年 3月31日まで

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 63社

主要な連結子会社の名称 TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、東京ガス都市開発㈱、Tokyo Gas International Holdings B.V.、(株)扇島パワー、東京ガス豊洲開発㈱、長野都市ガス㈱、(株)エネルギーアドバンス、(株)ガスター、東京エルエヌジータンカー㈱、東京ガスエネルギー㈱、(株)キャプティ、東京ガスケミカル㈱、千葉ガス㈱、東京ガスリース㈱、(株)ティージー情報ネットワーク、東京ガス・エンジニアリング㈱及び(株)ニジオ

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)ティージー・eプロテック

非連結子会社は、総資産額・売上高・当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額がいずれも小規模であり、かつ、質的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 5社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA SDN. BHD.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブの評価は、時価法によっております。

##### ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。

③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却の方法及び期間

発生原因に応じて20年以内(主として10年)での均等償却を行っております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当期より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益への影響はありません。

(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる損益への影響は、軽微です。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,091百万円です。

(3) 企業結合に関する会計基準等の適用

当期より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

#### (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更

従来、連結子会社である東京エルエヌジータンカー(株)が所有する船舶の減価償却の方法については定率法を採用していましたが、当期より定額法に変更しております。

この変更は、同社において、荷主との輸送契約に裏付けられた長期安定的な収益が当期以後収益全体の大部分を占めることが見込まれ、こうした状況の下、収益と費用の対応関係をより合理的なものとするために、長期安定的な収益構造に対応した減価償却の方法である定額法に改めるものです。

なお、この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当期の売上原価は2,954百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はいずれも同額増加しております。

#### 【連結貸借対照表に関する注記】

##### 1. 担保に供している資産

###### (1) 資産の内容及びその金額

その他の設備	8,319百万円
投資有価証券	13,198百万円
長期貸付金	2,824百万円
現金及び預金	1,487百万円
その他流動資産	5百万円

###### (2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	6,616百万円
(うち1年以内に期限到来の固定負債)	1,279百万円)
その他流動負債	54百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,141,760百万円

##### 3. 保証債務等

(1) 保証債務	13,148百万円
(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	38,700百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数 2,684,193,295株

2. 配当に関する事項

(1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

① 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 13,493百万円

(ロ) 1株当たり配当額 5円00銭

(ハ) 基準日 平成22年3月31日

(ニ) 効力発生日 平成22年6月30日

② 平成22年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 12,055百万円

(ロ) 1株当たり配当額 4円50銭

(ハ) 基準日 平成22年9月30日

(ニ) 効力発生日 平成22年11月24日

(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成23年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 12,052百万円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額 4円50銭

(ニ) 基準日 平成23年3月31日

(ホ) 効力発生日 平成23年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、社債の発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は主として設備投資資金(長期)及び運転資金(短期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実施計画を作成し、決裁を経た上で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券等	62,566	62,567	1
(2) 受取手形及び売掛金	160,128	160,128	—
(3) 社債(*2)	(341,492)	(352,811)	△11,318
(4) 長期借入金(*2)	(206,928)	(211,075)	△4,147
(5) デリバティブ取引	175	175	—

(\*1) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(\*2) (3) 社債及び(4) 長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利固定スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(5)参照)、当該金利固定スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額45,478百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額34,416百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券等」には含めておりません。

**【賃貸等不動産に関する注記】**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（開発中の土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
85,553	326,869

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

**【一株当たり情報に関する注記】**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額  | 320円70銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 35円63銭  |

**【重要な後発事象に関する注記】**

1. 当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数  
110,000千株（上限）
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額  
現金、34,000百万円（上限）
- ・株式を取得することができる期間  
平成23年5月2日から平成24年3月31日まで

**【その他の注記】**

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

東京瓦斯株式会社

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券については次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

#### ② デリバティブの評価は、時価法によっております。

#### ③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。

#### ③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (5) 会計処理の原則又は手続きの変更

#### ① 当期より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

#### ② 当期より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	320百万円
関係会社投資	13,700百万円
長期貸付金	35百万円
関係会社長期貸付金	1,184百万円
(担保に係る債務の金額)	—

(当社が出資する会社等の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	2,618,288百万円
無形固定資産	24,173百万円

(3) 保証債務等

保証債務	51,496百万円
連帯債務	13,820百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	38,700百万円

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	172,607百万円
仕入高	239,602百万円
営業取引以外の取引高	18,960百万円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数	5,899,491株
----------	------------

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

6 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
Tokyo Gas Pluto Pty Ltd	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証	34,089	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

7 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	266円58銭
一株当たり当期純利益	25円19銭

8 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数  
110,000千株(上限)
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額  
現金、34,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間  
平成23年5月2日から平成24年3月31日まで

9 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。